

第二種フロン類回収業に係る自動車分解整備事業者の

登録手続の特例に関する省令

○国土交通省令第二十一号(平成十四年三月十五日)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第三十二条第一項、第三十三条第二項において準用する第十三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、第二種フロン類回収業に係る自動車分解整備事業者の登録手続の特例に関する省令を次のように定める。

第二種フロン類回収業に係る自動車分解整備事業者の登録手続の特例に関する省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「法」という。)及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則(平成十三年経済産業省、環境省令第十三号)において使用する用語の例による。

(第二種フロン類回収業者の登録手続の特例による申出)

第二条 法第三十二条第一項の規定により第二種フロン類回収業者の登録の申出をしようとする者は、様式第一による申出書に第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令(平成十四年経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)(以下「登録手続特例省令」という。)第二条に規定する書類を添えて、当該フロン類の回収の業務を行う

事業所(以下単に「事業所」という。)の所在地を管轄する陸運支局長を経由して、地方運輸局長に申し出なければならない。

2 法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十八条第一項の規定により認証を受けた自動車分解整備事業の認証番号とする。

(第二種フロン類回収業者の登録手続の特例による登録事項の変更の届出)

第三条 法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に登録手続特例省令第五条に規定する書類を添えて、事業所の所在地を管轄する陸運支局長を経由して、地方運輸局長に届け出なければならない。

(第二種フロン類回収業の廃業等の届出)

第四条 法第三十三条第二項において読み替えて準用する第十五条第一項の規定により廃業等の届出をしようとする者は、事業所の所在地を管轄する陸運支局長を経由して、地方運輸局長に届け出なければならない。

附則

この省令は、法の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。